

Title	日本社会の国際化と人種・エスニック集団関係
Sub Title	Internationalising Japan and its racial and ethnic relations
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.5 (1988. 5) ,p.293- 326
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部政治学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880528-0293

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本社会の国際化と人種・エスニック集団関係

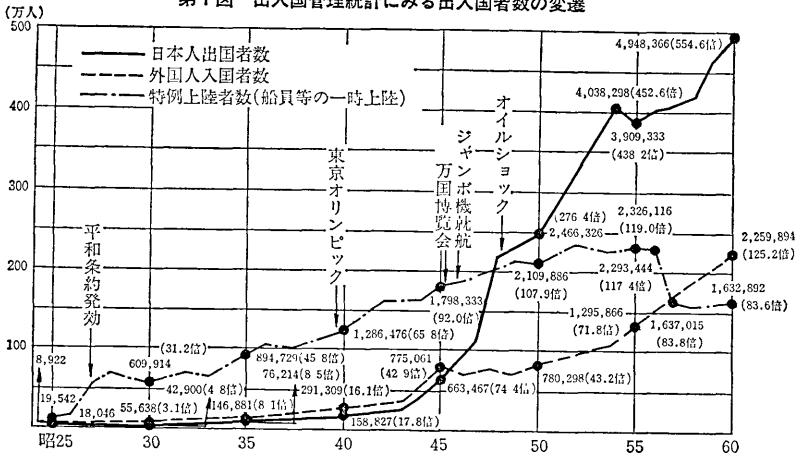
関 根 政 美

- 一 日本社会の国際化
- 二 人種・エスニック集団関係の類型
- 三 オーストラリアの人種・エスニック集団関係の変遷
- 四 日本における人種・エスニック集団関係
- 五 今後の問題

一 日本社会の国際化

近年、日本において「国際化」が叫ばれるようになって久しい。一九七〇年代の石油ショックを克服した日本は、経済的にも政治的にも、国際社会に大きな影響を与えるようになった。とくに、七〇年代に欧米諸国が重大な失業問題を経験しているなか、低い失業率と大きな貿易黒字を抱えて文字通り経済大国の仲間入りした日本は、国際社会における経済的、政治的、道義的責任を意識せざるを得なくなっている。その結果、七〇年代後半から日本社会の国際

第1図 出入国管理統計にみる出入国者数の変遷



注）特例上陸者数が昭和57年に激減しているのは、乗員に対する許可の合理化（複数港における上陸を一括許可できるようにしたもの）を行ったことによるもので、上陸実数が減少したものではない。
 資料：法務省入国管理局編、1987年『昭和61年版出入国管理』40頁。

化とか、国際社会における責任といった問題が注目されるようになってきた。本稿では、人的交流の国際化に焦点を当て、その結果生じる異人種間交流の増大を目前にして、日本人はどう対応すべきか考えたい。その際に、筆者の研究対象であるオーストラリアの経験を、比較の対象としたい。

まず、日本の人的国際化について見てみたい。人的国際化の状況を法務省入国管理局編『出入国管理』（一九八六年度版）で見ると、まず戦後の日本人、外国人の出入国の絶対数の急速な拡大が印象的である。第一図によると現在の出入国管理機構が発足した一九五〇年の日本人出国者は、たった八、九二人であり、外国人入国者も一八、〇四六人に過ぎなかった。しかし、一九八五年には、日本人出国者の数は四、九四八、三六六人で約五五五倍の拡大率を示し、それに対して、外国人入国者は二、二五九、八九四人で約一二五倍の増加を示している。

日本人出国者の増大は、一九六四（昭和三九年）の海外渡航自由化以後であるが、一九七一年に一〇〇万人を超えるとともに、外国人の入国者数を上回り始め、七三年には早くも二〇〇万人台に突入し、七七年には三〇〇万人台、七九年には

日本社会の国際化と人種・エスニック集団関係

第1表 資格外活動者及び資格外活動がらみ不法残留者の稼働内容（昭和61年1月～12月）

稼働内容 国籍		総 数	ホ ス テ ス	土 木 作 業 員	ス ト リ ッ パ ー	売 春 婦	工 員	雑 役	給 仕	店 員	料 理 人	そ の 他	構 成 比	
総 数	男	8,131	2,186	900	3		526	204	160	89	84	220	26.9	
	女		5,945	5,002	1	337	285	31	63	53	30	10	133	73.1
フィリピン	男	6,297	1,500	837			240	118	137	35	18	115	18.4	
	女		4,797	4,056	1	278	231	15	37	44	15	6	114	59.0
タ イ	男	990	164	33			46	19	7	15	17	27	2.0	
	女		826	774	1	37	1	4	1	4	1	3	10.2	
中 国	男	356	161	10			8	38	7	31	41	26	2.0	
	女		195	135			12	4	16	8	11	3	6	2.4
韓 国	男	119	69	9			47	3		2	1	7	0.8	
	女		50	29			10	6				5	0.6	
パキスタン	男	196	196	7			134	15	8	3		29	2.4	
	女													
コロンビア	男	34												
	女		34	1		27	4					2	0.4	
バングラ ディシュ	男	58	58	3			40	9	1	3		2	0.7	
	女													
チ リ	男	33	3		3								0.0	
	女		30		28	1						1	0.4	
そ の 他	男	48	35	1			11	2			7	14	0.4	
	女		13	7	3		1					2	0.2	
構 成 比		100.0	61.5	11.1	4.2	3.5	6.9	3.3	2.6	1.5	1.2	4.3		

引用：書上由紀夫，1987年『「ジャバゆきさん」問題の現状と対応』『法律のひろば』36頁。

第2表 資格外活動事犯及び資格外活動がらみ不法残留事犯の推移

国籍 \ 年	56	57	58	59	60	61
総 数	1,434 208	1,889 184	2,339 200	4,783 350	5,629 687	8,131 2,186
フィリピン	288 14	409 13	1,041 29	2,983 96	3,927 349	6,297 1,500
タイ	223 28	412 25	557 39	1,132 54	1,073 120	990 164
中 国 (台湾、香港を含む)	641 107	775 84	528 85	466 136	427 126	356 161
韓国・朝鮮	37 12	132 35	114 24	61 34	76 35	119 69
コロンビア	76	61	37	81	30	34
チリ	51 1	32	12 1	17 2	29 3	33 3
アメリカ	49 9	13 1	20 6	6 4	6 3	6 3
パキスタン	5 5	7 7	7 7	3 3	36 36	196 196
バングラディシュ						58 58
そ の 他	64 32	48 19	23 9	34 21	25 15	42 32

注) イタリックは男性を示し、内数である。
引用は第1表に同じ（35頁）。

流入が抑制されることも考えられるが、趨勢に大きな変化はないであろう。

ところで、日本人の渡航先および外国人の出身国の多様化にも注目する必要がある。日本人の渡航先としては、ハワイ、グアムを含む米国が第一位であり、台湾、韓国、香港と続くが、近年では欧州に続きニュージーランド、オーストラリアを含むオセアニアへの渡航者が増加している。また、外国人入国者の出身地域を見ると、一九八五年現在、アジア州が五一・七%で第一位であり、北アメリカ州が二五・〇%で第二位、そしてヨーロッパ州が一八・二%で第

四〇〇万人台に達した。なお、一九八七年には、六五〇万人の出国者が見込まれている（日本経済新聞 一九八七・七・九）。それに対し、外国人入国者の伸びはそれほど劇的ではない。外国人入国者が一〇〇万人を越えたのは七八年、二〇〇万人を越えたのは八四年である。しかし、一九七九年以降増加率は急上昇している。三〇〇万人台達成はそう先のことでない。近年の円高で観光旅行を中心とした先進諸国からの外国人入国者の

三位である。アジア州からの入国者は、七八年に北アメリカ州を抜いてトップに立ち、八一年以降は全入国者の過半数を占めるに至っている。これは、外国人入国者の比重が、欧米先進国から、日本の近隣アジア諸国に移っているからである。

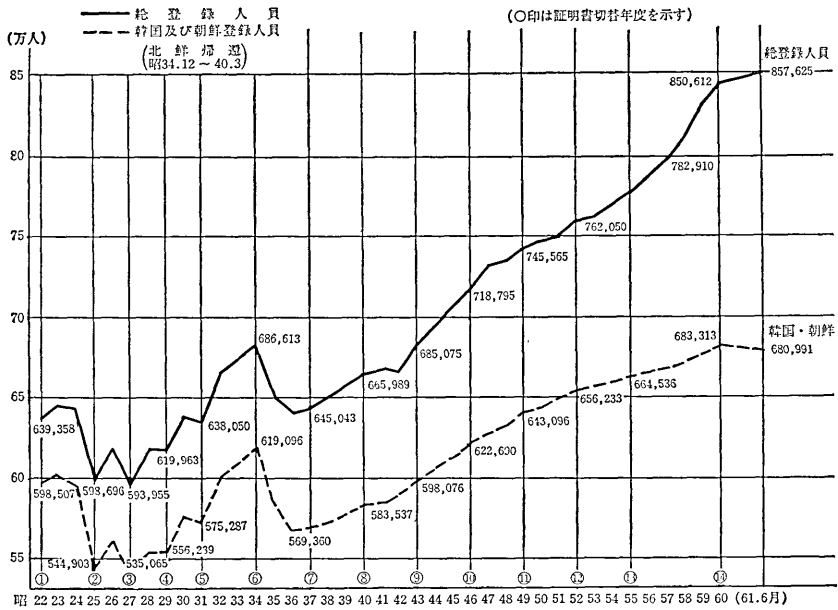
また、出国、入国目的を見てみると、観光目的が最大の比率を占めているが、むしろ近年では、ビジネス、留学、研修などが急上昇し、観光目的は相対的に比率を下げ、日本の国際的人的交流も多様化している。そのなかで注目すべきは、アジア州、とくにフィリピン、タイを中心として資格外活動あるいは不法残留で摘発される外国人の存在である。第一表によれば一九八六年において、八、一三一人が摘発されているが、彼らはホステス、ストリッパー、売春婦を中心に、土木作業、工員、雑役その他労働者として働く者が多い。これは、アジア州からの人々のなかには、観光ではなく生活のために不法入国および不法残留する者が多く、しかも増大中であることを示す（第二表参照）。経済的に豊かな社会へ、そうでない国から人が移動してくるのは当然である。また、少数とはいえベトナム難民（約五七〇〇人）を受け入れている。さらに、八四年現在、約八四万人とされる外国人登録者（大部分は韓国・朝鮮人、中国人も今後、欧米、東南アジアからのビジネスマン、留学生などを中心に増加し、国内の日本人も大都市圏を中心に様々な人々と接触することになろう）。

二 人種・エスニック集団関係の類型

人種・エスニック集団関係の類型

日本人出国者、外国人入国者の増大と、渡航先と出身地域が多様化は、内外の日本人の異文化、異人種接触の拡大を意味する。もっとも、日本では、原則的に移民および外国人単純労働者の短期的入国を認めず、「じゃば行きさん」

第2図 年別（各年12月末現在）登録人員推移図



資料：法務省出入国管理局編、1987年『昭和61年度版出入国管理』140頁。

問題でも、政府はむしろ排斥、防止対策を強調しているため、永住者や長期滞在者の増加率は急激に高くなるとは思えない（小和田他 一九八七、田中 一九八七）。しかしそれでも、近年は増加停滞気味の戦前より日本に居住している朝鮮人、中国人に対し、新たな中長期滞在者、永住希望者は徐々に増えているし（第二図）、また、日本企業が専門・技術者を中心に雇用した外国人労働者の雇用増加も考えられる。外資系の会社の進出も活発になり、日本社会の人種・エスニック集団関係の複雑化に疑いを差し挟む余地はない。そこで、国内に定住あるいは一時滞在している外国人に対して、日本人が採るべき対応について考えてみたい。

一般に、異文化、異人種の人々が接触すると「奴ら対我ら」式の対立が生じやすいが、本稿では、M・M・ゴードンに従って、理論的には大別して以下の四つの関係が成立すると考えた（Gordon 訳一九八四、一四〇頁）。

- (一) 人種差別的関係 (racist approach)
 - (二) 同化主義的關係 (assimilationist approach)
 - (三) リベラル多元主義的關係 (liberal pluralist approach)
 - (四) コーポレート多元主義的關係 (corporate pluralist approach)
- 簡単に説明すると以下の様になる。

人種差別的関係

人種差別的関係とは、ごく普通という差別である。肉体的、遺伝的な性格をもとに人々の集団を区別すると、それは人種集団 (racial groups) と呼ばれ、主に文化的要素、とくに先祖、出自、言語、生活習慣などをもとに区別したときエスニック集団 (ethnic groups) と呼ばれる (van den Berghe 1979, 1983)。この場合、どちらの基準であろうと異なれば相手を劣等者として扱い差別することになる。差別とは、一般に個人あるいは集団が、彼ら自身の能力、業績そして行動とは無関係に、単にある特定の外集団 (out-group) に属しているという理由で、社会の支配集団によって期待する報酬あるいは機会を否定され、その結果、社会的、政治的、経済的領域などで異なった取り扱いを受けるとともに、劣等な地位を与えられている状態を指す。差別が、人種あるいはエスニック的基準によって行われているときを人種差別という (Marger 1985, pp. 53-6)。

差別には、いわゆる偏見とかステレオタイプが必ずつきまとうが、偏見やステレオタイプの存在が認められても差別が存在しない場合はある。それは、ステレオタイプとか偏見が、外集団の構成員に対する認知的、情緒的反応に過ぎないからである。すなわち、ステレオタイプとは、他集団の構成員に対する短絡的で画一的な、そして固定的なイメージや観念であり、往々にして不当で過剰な範疇化 (over-categorisation) をともない否定的な内容を持っている。偏

見とは、そうしたステレオタイプに基づき、他集団に属している人々を範疇化し、彼らが他集団に属しているという単純な理由から、嫌悪あるいは敵対的態度を示すことを指す。それ故に、そうした態度や固定観念を持っていたとしても、それが現実の行動に現れないとか、何らかの外的な圧力によって潜在化していることは十分考えられる。結局のところ、未知のものに対する精神的不安、あるいは自分達の地位を脅かす存在が認識されたときに動員され、結果として差別を生み出すのである（Pettigrew et al. 訳一九八五、三一八頁、我妻他 一九六七、一八七—九二頁）。

人種差別的関係とは、人種的、エスニック的に異質な集団が接触したときに生じる排他的、敵対的な相互作用の状況であり、しばしば、支配—従属関係が支配者集団と非支配者集団の間に生まれている事態を指す。こうした関係は、植民地社会あるいは奴隷制社会においてよく見られるものである。マイノリティ・グループは抑圧されているが、しばしば従順な従者、俸公人といった役回りに甘んじ、支配—服従の権威主義的關係は家父長的な主従関係によって蔽われていると同時に、支配者集団の圧倒的な政治的、経済的、軍事的な優勢の前に反抗することすら思いつかないことが多い。むしろ、サボタージュ、逃亡といった消極的な行動に出ることが多いが、親密な人間関係が存在するときもあり得る（Park 訳一九八六、七〇—四頁）。

しかし基本的には、支配者と非支配者との間の社会的距離は遠く、一次的な関係（友人付き合い、結婚はむろんのこと、二次的関係の距離も遠い。食堂、トイレ、生活場所、学校教育、職業などあらゆる面での差別が見られる。こうした意味では、差別には、意図的、制度的なものと、無意識的、非制度的なものが存在するといわれているが、人種差別においては意識的、制度的な差別が中核となっているのである。

第3表 ゴードンの同化 (assimilation) 過程モデル

同 化 の 内 容	同化段階の名称	別 称
ホスト社会の文化への適応を開始する。	文化的、行動的同化 (cultural, behavioral)	文化変容 (acculturation)
ホスト社会のクリーク、クラブそして諸制度へ、一 次的関係レベルで大量適応する。	構造的同化 (structural)	——
族外婚が大量に起きる。	婚姻的同化 (marital)	融合 (amalgamation)
ホスト社会の一員としての感情の発達がはじまる。	自己同定の同化 (identification)	——
偏見の消滅	態度受容的同化 (Attitude receptional)	——
差別の消滅	行動受容的同化 (behavior receptional)	——
価値・極力的葛藤の消滅	公民的同化 (civic)	——

出所：Gordon, Milton. M. (1964), *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins*, New York: Oxford University Press, p.71.

同化主義的關係

同化主義的關係とは、人種・エスニック的な違いがあっても、自分達の文化、言語、宗教、生活習慣を取り入れ、すべての面で同調できる人々に限って受け入れるというものである。しかし、同化できない者、同化を拒否する者は差別されても当然であるとする態度である。それ故に、異質な人々から見れば多分に同化を強制されることになる。

人種差別的関係では、支配者集団と非支配者集団との間には人種、エスニシティの違いが強調され、その違いが集団間の能力差、知的発展度の生得的な差異と比例しており、そこには超え難い溝があると観念される。それ故に、二つの集団間の接触は極端に制限されるし、例外も認められにくい。たまに優秀な者が出ても、そのことによって非支配者劣等集団に対するステレオタイプが変わることもなく、それ故に偏見、差別がなくなるわけでもない。すなわち、例外的存在は偶然的の賜物であり、他人種・エスニック集団は全体としては変わりないはずであると合理化される。こうした先入見は、頑固で変わり

にくいからこそステレオタイプといわれる (Bettelheim et al. 訳一九八六、一九六頁)。

それに対して、同化主義の場合は、人種・エスニック集団間の溝や境界、すなわちバウンダリーは個々人あるいは集団的な努力によって超えられると考える (Barth 1969, Horowitz 訳一九八四)。同化とはゴードン (Gordon) によれば、異質な人々の接触によって生じる連続的な文化変容および生物学的変化の過程である。すなわち、第三表によって示されているように、文化、言語の異なる移民、難民など異質な人々が移住先のホスト社会の人々と接触するとき、まず、「文化的ないしは行動的同化」が生じる。これは、移民や難民が移住先の社会の文化や言語、社会制度、機構に習熟していく過程を指す。このことによって次に、一般市民としての日常生活や職業、学校生活に参加可能になり、市民権、選挙権も獲得できるようになる。この段階を「構造的同化」と呼ぶ。

こうして一般社会生活に参加できるとホスト社会の人々との間に二次的関係のネットワークが形成され、企業、学校、政党、教会、労働組合、コミュニティ組織など公共の場での関係ができあがる。接触が長くなれば次第に人々の接触は二次的なものから一次的な、より親密な関係に移っていく。そして移民、難民とホスト社会の人々との間での結婚や姻戚関係の機会も増加し、「婚姻的同化」あるいは「融合」が生じ、生物学的同化レベルへと進んでいく。このレベルまで達すると、移民、難民でもホスト社会の一員であるという感覚を抱く「自己同定的同化」に進むようになる。すなわち、単に市民的権利の獲得だけではなく、通婚の相手と考えられ同族的扱いを受けられるようになるからである。その後は、「態度受容的同化」および「行動受容的同化」の過程が続く、もはや人々の間には偏見、差別が見られなくなる。そして、最終的には「公民的同化」と呼ばれる段階へと到達し、文化価値観の葛藤、対立はなくなるのである (Gordon 1964, pp. 68-71)。

ゴードンによれば、同化は以上のような一連の過程を含み、時にはこの過程が完成するまでに数世代を要するものである。もっとも、今の説明では、移民、難民が受け入れ先社会の文化受容から始まり、生物的に吸収されていくこ

とを考えている。すなわち、 $A + b + c \parallel A$ ということとなるが、接触する文化の強弱によっては、 $A + B + C \parallel D$ といった全く新しい集団形成の可能性も考えられる。大文字と小文字は文化の影響力の強弱を示しているが、ともかくも接触する文化によっては様々な可能性が考えられるはずである。それ故に、同化過程のプロセスの解釈も対立することもあり得る。

例えば、アメリカ合衆国の場合、植民地独立以降とくに同化主義が国是と考えられ、かつイギリス優先主義ないしはアングロ同調主義 (Anglo-Conformity) が唱えられた。しかし、それは英語を国語とし、アメリカ独立革命によって多少変更を加えられたとしても、基本的には英語系アメリカ人が作り上げた制度、民主主義、文化制度を土台とし、英語系アメリカ人の作り出す制度や組織、社会生活、日常生活様式、価値体系を中心とするというものであった。しかし、一九世紀も後半になり、北、西、南および東ヨーロッパからの移民が増大し、とくに北と西ヨーロッパ、さらにユダヤ人の社会的な発言力が増してくると、むしろ同化過程はアングロ同調主義の受容、すなわち、単に英語系の人々の文化や社会への同調ではなく、むしろ F・J・ターナー (Frederick J. Turner) が一八九三年の論文のなかで強調したように、アメリカの西部フロンティア開拓時代の自由、独立、自助の精神を中核とする個性的アメリカ文化、社会への同調であり、全く新しい融合社会への同化だという議論が支配的になってくる。英国、北および西ヨーロッパ人中心ではあるが、ともかく英語系アメリカ人の価値体系の受容ではなく、それはアメリカ化 (Americanisation) と呼ばれる全く新しい創造の過程なのである。ターナー自身によって後に、あるいは一九〇八年のザングビルドラマ「メルティングポット」(The Melting Pot) によって、こうした同化状況を「メルティングポット」あるいは「人種のるつぼ」と称するようになったのである (Gordon 1978, pp. 184-90)。

このように、複合種人・エスニック社会ではしばしば同化の方向や特色について意見の相違、歴史的変遷が生じるが、いずれにせよ異文化吸収型であれ、異文化融合新文化創造型であれ一つにまとまり、文化一元主義に至ることが

好ましいとされているのみならず、こうした動きに反発する、あるいは同化能力、努力が足りず異質性を維持するとは否定的に捉えられる。同化する者には同待遇を、そうでない者には差別は当然という態度が一般化されている。とくに先進諸国では、同化とは近代社会の諸価値、行動準則あるいは都市的生活様式への適応を意味するので、同化を拒む者は非近代的、後進的人間、あるいは非合理的な人間と見なされやすく、差別も正当化されやすい。まさに、同化とは近代化と同一視されているのである（関根 一九八七、二二五―六頁）。

多元主義的人種・エスニック集団関係論の登場

アメリカ合衆国においては一九六〇年代の初頭まで、アングロ化からアメリカ化への変遷があったものの、同化主義が人種・エスニック関係の基本であった。しかし、ゴードンによれば、こうした文化一元論的な発想に対して疑問、異議を持ち出す人々は、二〇世紀の初頭より存在したのである。例えば、一九一五年の雑誌論文で文化的な多元性を民主主義の観点から論じ、二四年に「文化的多元主義」(cultural pluralism) という概念を発表したホレス・カレン (Kaalen 1924) の議論が最も注目されるとゴードンはいう。

カレンは祖先から受け継いだ文化は不変であること、そして人々は異質性を前提として協調できること、すなわち多様性のなかの統一、人類のオーケストラ化を論じたが、むしろ、こうした理論化の前に事実としての文化的多元主義は多くの人々によって認知されていたことは無視できない。さらに、ケネディ (Kennedy 1944, 1952) の研究によって同化仮説への疑問も高まった。彼女は、「人種のるつぼ」仮説を検証しようと努力したが、結果的には一元的な「るつぼ仮説」の妥当性に疑義を挟むことになった。すなわち、確かに人種・エスニック集団間の同化、すなわち境界の壁は取り払われているが、しかし、他方でプロテスタント、カトリックそしてユダヤ教の宗教グループごとに婚姻関係が深まり、新しい集団関係が構成されつつあるとしたのである。つまり、以下のようなグループ分けができてい

るというのである。

プロテスタント—英国系アメリカ人、ドイツ、スカンジナビア諸国出身者

カトリック—アイルランド、イタリア、ポーランド出身者

ユダヤ教—世界各地からのユダヤ人

結局、彼女は「一元的るぐぼ」(single melting pot) 仮説を否定し、「三元的るぐぼ」(triple melting pot) 仮説を提出するに至ったのである。それを、後年になってハーバーク(Herberg 1955)が取り上げて、三元的とは多元的なことであるから、むしろ同化よりも多元主義的な視点からアメリカ社会を見るべきだという示唆を人々に与えた。ホレーズの議論はオスカー・ヘンドリン(Oscar Handlin)やウォルト・ホイットマン(Walt Whitman)によって受け継がれ、さらに、文化的多元主義を前提として社会を統一するという「統合主義」(integration)を生み、同化主義に対抗していく存在となったのである(Gordon 1978, pp. 196-202)。要するに、「るぐぼ」から「サラダ・ボウル」へというわけである(明石他 一九八四、二三—七頁)。

こうした動きは、メルティングポット仮説の有効性、そしてそもそも同化仮説の有効性が疑われるような状況が生じたため発生したものである。ゴードンは、こうした多元主義的傾向の発生は、結局のところ一連の同化過程のメカニズムが有効に機能し得なかったからだとしてその再検討を行い、結局、文化的あるいは行動的同化を完了した人種・エスニック集団すべてに対して、アメリカ社会は開かれておらず、異質な人々に対して構造的同化レベルにおいて排他的な振る舞いに出るだけでなく、一次的な集団関係も遮断する傾向があるからだとした(Gordon 1964, ch. 4)。そして、それは英語系アメリカ人の文化、言語からの社会的距離が遠くなれば遠くなるほど排他的になり、結果として人種別に階層や階級ができ、そこから多元主義が発生するとした(Gordon 1978, p. 156)。

多元主義の動きは、一九六〇年代の黒人による公民権獲得運動、七〇年代のスペイン語系移民の増大、インディア

ン、アジア系の人々のエスニシティの自覚によってさらに拡大していった。その結果、ゴードンは多元主義的視点も文化的多元主義だけでは不十分であると認識し、七〇年代になって二つの多元主義的関係を論じるようになった。それらは人種・エスニック集団関係におけるリベラル多元主義であり、コーポレイト多元主義である。ゴードンは、人種差別による社会的矛盾を説いたミューダールの議論に対して、多元主義の行き過ぎによる人種・エスニック集団関係の新しい矛盾を論じるようになった(Gordon, 1981)。以下、二つの多元主義について簡単に論じたい。

リベラル多元主義的関係とコーポレイト多元主義的関係

ゴードンによるとリベラル多元主義的関係とは次のようになる。

その特性は、合法的ないし政治的な過程内に地位を占めている団体的な実体としての人種的、宗教的、言語的ないし民族的な起源をもった集団を、法律のないし政治的に承認することがない、あるいは承認を禁止しているものであり、さらに差別を目的とする、ないしは逆に特殊なあるいは偏重的な処遇を目的として、特定の型の人種的基準を用いることの禁止である。この種の集団に属する多数の構成員が、社会への有効な経済参加をもたないことでつくりだされる諸問題とのからみで、一般住民を対象とした立法によって規定された恩恵を受けることは言うまでもない。たとえば、反貧困法規、住宅政策、教育・福祉措置などがそれに当たる。だから、それぞれの個人的な資格とのかかわりで、社会プログラムの下で個人として恩恵にあずかるのであって、彼らが属している種族的な背景のはたらきとして、集団的な意味で恩恵にあずかるのではない。こうした環境での構造的多元主義は、意図的に、自治的な生活の中での一つの非公式な全社会的現実として存在するのであり、それは、ある程度の文化多元主義がそうであるように、種族集団の構成員の意志によるものであり、またその社会に存在している何らかの程度の工業化と都市化に内在している、一般的な全社会的規範への同調を求める圧力に従わされる。この種の社会における平等主義規範は機会均等と、普遍主義的な実績本位にもついた個人評価を強調する(Gordon 訳一九八四、一三九—四〇頁)。

こうしたタイプの人種・エスニック集団関係は、いわゆる「リベラルな期待」(liberal expectancy)によって基礎づ

けられている。これは、「人種とはかわりなく、現在あるいは後になって、普遍主義的な基準にあえば資格をあたえることができるすべての人びとに白人の制度を解放すること」(Gordon 訳一九八四、一一八―一九頁)である。すなわち、近代的合理主義、普遍主義的基準に基づいた業績主義、機会均等の考え方であるが、他方で普遍主義を強調するために、いわゆる特殊主義(particularism)、属性主義(ascription orientation)を否定するので、当然のことながら人種・エスニック的基準を拒否する。

要するに、リベラル多元主義的アプローチは、人種・エスニック的要素によって、人々の待遇に差をつけることなく、法の前の平等、教育、就職における機会均等を保障し、制限的移民制度や抑圧的人種差別を否定する。しかし、ある人々がある人種・エスニック集団に属しているという理由によって不当な差別を受けた場合、差別者を罰したとしても、逆に被差別者に対してとくに優遇処置をとるとか、人種・エスニックに基づく政治運動を認めるといったことはない。ただし、同化主義と異なり、各人種・エスニック集団が自らのコミュニティのなかで、母国の言語、文化の維持が可能な文化的多元主義、相対主義を認める。つまり、法律的に保護や優遇はしないが、その存在を同化主義のように頭から否定せず、文化的多元主義を認めるものである。しかし、市民生活の場やビジネス、教育の場といった二次的関係を主とするレベルではホスト社会の一般法や法律、言語の使用を強制する。

それに対して、コーポレート多元主義的アプローチは、差別の撤廃だけではなく、今まで差別によってハンディを負わざるを得ない人々に対し、その補償と平等な参加のために逆差別・肯定的差別、すなわちアファーマティブ・アクションを認める。リベラル多元主義が機会の均等を保証したのに対して、これは結果の平等を保証するものである。D・ベルが述べているように、リベラルな期待が充足されなかった結果生じた変化である。それ故に、人々の生活条件、所得、社会的地位などの改善と平等化、公正化のために、公的な介入が要請され、法令によって条件の平等化、分配的正義の実現が求められる(Bell 訳一九八四、一九七―一八頁、1972, pp. 46-6)。人種・エスニック集団の存在を認め

第4表 リベラル多元主義とコーポレート多元主義の比較

比較基準	リベラル多元主義	コーポレート多元主義
(1)人種・エスニシティの法的承認	原則的に認めない。集団を法実体としては扱わない。しかし、人種・エスニシティに基づく差別は法的に禁止し、制度的差別を廃止する。ただし、プライベートな領域での伝統的文化、言語の維持は認める。	原則的に法実体を認め、人種・エスニシティに基づく差別を廃止するだけでなく、過去の差別を補償し、機会の平等を達成するとともに、クォータ制度の導入によって結果の平等を公的な達成目標とする。
(2)報償の基準	人々の社会、経済的、政治的地位は個人々の能力、業績といった普遍主義の基準によって決められると考えるので、特定の集団に属することによって人々の待遇に格差が生じないことを第一義とする。 （属性主義否定、普遍主義肯定）	人々の社会、経済的、政治的地位は個人々の所属する集団の歴史的、社会的地位によって左右されることを認める。とくに差別による不利益と機会の不均等も認め、特定集団のメンバーであるという理由で待遇上優遇することもある。 （属性主義と普遍主義の両立）
(3)構造的分化（制度的変化）	原則として人種、エスニシティに基づく閉鎖的コミュニティの形成、あるいは同化のどちらを選ぶと自由である。しかし、十分な社会的参加と経済的、政治的報償を得るためにはホスト文化の受容が重要であると考え。さらに、ホスト社会の制度の変更を基本的には認めない。	原則として人種、エスニシティに基づく閉鎖的コミュニティの形成を支持する。その結果、多言語教育、多言語文書、多言語放送などの文化多元主義に加え、教育、職業における人口比率に合わせた割り当てを正当なものと見る。故に、ホスト社会の制度上の変化を要求する。
(4)文化的多様性の承認	文化的多様性を原則として認めるが、その違いに特別なボーナス・ポイントを与える理由はない。むしろ、国民的合意に基づいた価値、規範の形成が重視される。	文化的多様性を重視し、強調する。また、文化、言語の維持は権利であると考え。国民的合意に基づいた価値、規範の形成を重視するが、むしろ、多文化集団の共存は可能であると考え。
(5)地理的領域	原則として、特定の人種・エスニック集団が、特定の地理的領域を占有する、あるいは集住することは法的に認められない。しかし、差別、偏見がなくないうちは、正当な防衛手段としてエスニック・コミュニティの存在は過度的なものという条件のもとで認められる。	原則として、特定の地理的領域の占有あるいは集住を法的に認めよという要求はしないが、人種・エスニック・アイデンティティの維持のため特定の地理的領域における集住を必要なものとする。
(6)言語に対する対応	原則として一言語主義をとる。とくに公用言語においてはこの原則を譲ることはない。支配的言語を標準言語として、他の言語より法的にも、社会的にも優位におく。しかし、他の言語の維持に対して表だった反対はしない。	原則として二言語あるいは多言語主義をとり、特定言語の優位を認めない。また、各言語の維持は積極的に押し進められるべきである。

注）ゴードン（Gordon 1981）を土台にして、多少の変更を加えて作成した。

Gordon, M. M. (1981), 'Models of Pluralism : The New American Dilemma', *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 454 (March) : 178-188.

るだけではなく、それらに対して政府の援助を認め、積極的に存続を保障する。ゴードンの言葉で示すと以下のようになる。

コーボレイト多元主義にあつては、人種的・種族的集団は社会内で公式の地位を与えられた。合法的に構成された実体と正式に認められる。公的なセクターであると私的なセクターであるとを問わず、経済的・政治的報償は、結局は人口に占める相対的な数の力とか、政治過程からでてくるそれ以外の定式に依存することになるのだが、数的な割り当てによって配分される。平等主義への強調は、機会均等ではなく条件の平等にかけられ、普遍主義的な報償基準は、より特殊主義的な方式で決定される、限られた領域でのみ機能する。構造的多元主義は公式に促進され、現に個人行動に必要な環境になるが、文化多元主義は、都市型ならびに産業型の環境ですら強化される傾向をもつ(Gordon 訳一九八四、一三九頁)。

コーボレイト多元主義は、典型的にはスイス、ベルギーなどのように民族別に居住地域が違い、連邦制度型の政治形態をとり、各州が各々独自の公用語、学校制度、政治制度を維持しているという政治的、社会的な構造的多元主義社会を特色づけるものであるが、アメリカやオーストラリアのように人々が混住している場合には、教育や就職においてクォータ(割当)制度を採用したり、多言語教育の承認と促進、多言語放送局を設置したり、官報、公用文書の言葉を増数にする場合を指している(Marger 1984)。

以上の二つのアプローチの特質を、ゴードンの議論に従って第四表にまとめたので参照して欲しいが、はっきりしていることは、後二者のアプローチは、相手文化の尊重を建前とする文化相対主義を程度の差こそあれ認めているが、前二者のアプローチは自文化中心主義、エスノセントリックな性格を持つという点である。個々人あるいは社会によってどのアプローチが好まれるかは様々な条件によって決まるが、歴史的に見ると人種・エスニック関係は人種差別主義から、同化主義を経て文化的ないしは構造的多元主義へと移行してきているように思われる(小林・江湖 一九八五、Marger 1984)。

以上の議論は、アメリカ社会の経験をもとにゴードンが整理したものであるが、これは、オーストラリアの経験に

もよくあてはまるので、次節で考えたい。

三 オーストラリアの人種・エスニック集団関係の変遷

第二次世界大戦前の人種・エスニック集団関係

本稿では紙面の都合もあり、オーストラリアの歴史的な人種・エスニック集団関係について十分論じることとはできない。そこで、戦前と戦後に大別して簡単に論じたい。

オーストラリアの人種・エスニック関係は、大きく見て五つの時代に分けられる。その内の二つの時代は戦前に属している。第一の時代は一七八八年の植民開始から、一八五〇年代のゴールドラッシュの前までである。この時代では、一八三〇、四〇年代に、羊牧産業の発達にともなう労働力不足が深刻になり、インド人クーリーあるいは中国人、南太平洋諸島人労働者の移住が実施され四、〇〇〇名程度が導入された。しかし、植民地政府関係者による社会問題発生に対する懸念、あるいは英国本国で盛んになった反奴隷制、反囚人流刑運動の発展によって慎重な対応を要求する人々も存在したが、流入数自体が少なかったこともあり、後の時代ほどの大きな論争は生まれなかった。それ故に、潜在的に白豪主義に基づいた人種差別的態度があったとしても、表面化されず、むしろ経済的観点から有色人種の導入が叫ばれた放任時代であった (Yarwood 1968, ch. 1)。

第二の時代は、ゴールドラッシュ期から第二次世界大戦期までである。少し時代区分が長いが、白豪主義の形成から発展そして廃棄の時代をひとまとめにしたい。白豪主義は、ゴールドラッシュ時の中国人の流入に続き南太平洋諸島人、日本人、インド人などが大量に移住し、白人から人種差別的反応が生じ、その結果として生まれた。白豪主義は要するに、英国・アイルランド系の移民を優先し、非英語系、非ヨーロッパ系の人々の入国を制限するとともに、有

色人種の公民権を制限するものである。当初、ゴールドラッシュ期においては、白人鉱夫と中国人鉱夫との間の反感に過ぎなかったが、ゴールドラッシュ終了後、中国人を中心とする有色人種が都市に流入し、低賃金労働者として資本家によって歓迎され始めると、白人労働者はもとより一般の知識人によっても反対された。その結果、白豪主義的人種差別主義政策が形成され始めたのである (Willard 1927, Price 1974)。

大陸東南部のニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア植民地を中心とする有色人労働者移住反対運動が盛り上がったものの、南太平洋諸島労働者に多くを依存していたクイーンズランド植民地の砂糖黍プランテーション経営者の反対にあい、統一的な移住制限が難しかった。しかし、連邦制度の形成過程のなかで妥協が計られ、新しい連邦政府による助成金の交付によってけりがつけられたため、白豪主義の形成とそれに基づく政策は、一九〇一年の連邦形成と同時に、アジア・南太平洋諸島人の移住制限法と国外退去法をもって完成した。移住制限法と市民権法は建前としては、英語系を含むすべての人々に適用されるようになっていたが、ヨーロッパ系白人に対する適用はほとんどなく、有色人種に対しては、実質的に一九六〇年代半ばまで適用された (PalFREMAN 1967)。

第二次世界大戦後の人種・エスニック集団関係

第三の時代は、第二次世界大戦後、戦後の経済復興のためヨーロッパ系移民、難民を受け入れた大量移民の時代である。非英語系の白人を中心にオーストラリア・英国文化に同化しやすい人々を受け入れたが、結果的には同化できそうな人々なら中近東、東南アジア人でも受け入れるようになった同化主義の時代であった。強制的な傾向を持った同化主義的政策は六〇年代後半まで続いた。もともと、ヨーロッパ系の人々でも西、北部ヨーロッパからの移住者に対しては白豪主義時代でも優遇しており、極端な移住制限はしていなかった。しかし、戦後の経済復興と大陸防衛のための人口拡大には大量の移民、難民を受け入れざるを得ず、同化可能な人々という条件を付けて、南、東ヨーロッパ

パ系の移民、難民も受け入れられるようになった（関根 一九八四）。

他方、有色人に対する移住制限と公民権の制約は依然として存在し、散発的な人道主義的観点からの例外的処遇を別として、人種差別的政策は厳然として維持されていた。しかし、時代も一九六〇年代に近づく、白人と有色人との混血、あるいは有色人でも教育、専門的能力を持ち、同化可能な人物であるならば、移住や在住が認められるようになり、一九五九年には有色人の市民権獲得も可能となった。白人と有色人に対する対応の変遷に時代的ラグが存在するものの、教条主義的人種差別は影を潜め、白豪主義的同化主義が強調されるようになった。こうした変化は、主に戦後の経済復興がうまく行き、その結果工業化が進展して経済成長が持続したため、常に労働力不足が生じたからであり、経済発展のためならば多少の人口における異質化には目をつぶろうという点で、大まかな国民的合意があったからと思われる（Birrell and Birrell 1981）。

第四の時代は、増大した非英語系の人々が、同化主義に反対し独自の文化、言語の維持を要求し始め、それに対して連邦政府も譲歩を示し、リベラル多元主義的な要素を持つ「統合政策」を打ち出した時代である。しかし、六〇年代半ばに登場した統合政策という言葉の響きには融合ないしはメルティングポット型の同化主義的な要素が秘められているとして、七〇年代前半のホイットラム連邦政府の時代に「マルチカルチュリズム」（多文化主義）と名称が変更され、より文化相対主義的側面が強調されるようになった。もっとも、この時代には石油ショックがあり、経済が低迷したため移民、難民の受け入れは減少してしまった（Viviani 1983）。

この時代の変化は、五〇年代、六〇年代と増加しつつあった南ヨーロッパ系移民が、エスニック・コミュニティの承認と援助を求めるとともに、伝統的文化や言語の維持を積極的に打ち出し始めた結果生じたものである。さらに、同化主義の時代には、英語教育とオーストラリア式生活様式の受容がもっぱら要求されていたが、文化的な差異の拡大から不適応な人々の増大、またオーストラリア化した子供と伝統的な両親との対立による家族崩壊、英語力不足が

らくる職業選択上の不利と、結果としての所得の低さなどの矛盾が発見され、同化主義では片付かない問題の存在が確認されたのである。こうして、人種差別法の制定や英語教育の一層の充実が計られるようになったのである(Martin 訳一九八七、第三、四章)。

第五の時代は、七〇年代後半から八〇年代前半にかけてである。同じマルチカルチュリズムを標榜しつつも、そのなかにコーポレート多元主義的要素が加わり、公営多言語放送、多文化教育、英語教育の充実が計られ完全に白豪主義時代の影響は払拭された。とくに、連邦政府は、七〇年代前半より南アフリカのアパルトヘイトへの反対を表明するとともに、インドシナ難民を大量に受け入れたのである。こうした変化は六〇年代の前半から本格化した、オーストラリア経済のアジア・太平洋化、すなわち、英国との関係の減少に反比例するかのようになり、アメリカ合衆国、日本、ASEANとの間の政治的、経済的關係が急速に深まり、国内の白豪主義的要素の払拭と積極的な異文化の存在承認と共存を計らなければならなくなったことに由来している(関根 一九八五)。

最近では、八〇年代の経済の停滞のなかで、非英語系の移民、難民対策費用の捻出に四苦八苦する連邦政府によって、多少対応上の後退が見られるようになったが(関根 一九八七)、歴史的に見ると、人種差別的な対応から、同化主義的な対応を経てリベラル多元主義を土台とした文化的多元主義に沿った対応へと進み、最近ではマルチカルチュリズムという呼称のもとで、コーポレート多元主義的な要素を多少加えつつあるという好ましい変化が生じていたことが判明する。むしろ、以上はあくまでも政府の公式政策上の変化に過ぎず、一般の人々のレベルでは多様な意見、対応がなされ、一九八四年にはアジア人移民、難民問題で議論が生じたこともあった(Miline and Shergold 1984)。しかし、全体として好ましい変化を見ていることには変わらない。

ところで、現在、急速に異文化の人々を受け入れている日本ではどうか。次にその点を日本に滞在する在日朝鮮人の問題を手掛りとして、簡単に考察してみたい。

四 日本における人種・エスニック集団関係

第二次世界大戦前の人種・エスニック集団関係

日本人は、オーストラリア人と同じように、相手によってその態度を変えている。例えば、白人と有色人種との間にはオーストラリアでも対応に違いがあったように、有色人種と白人とでは対応が異なる。しかし基本的には、人種差別的なアプローチあるいはそれが言い過ぎなら同化主義（強制的）を採用しているといえよう。すなわち、自分達より優秀と思われる人種・エスニック集団に対しては低姿勢、卑屈な態度をとり、劣等と思われるグループに対しては尊大に振る舞うというものである。

むろん、このような態度は日本人に限ったものではなく、一般的に見られるものである。しかし、近年の経済発展と日本の経営に対する自信と自負は、一部の白人社会をも見下すという傾向を生み、反感を買っているとしたば伝えられている。また、日本人同質論の繁栄のなかで、自国内に存在するマイノリティに対する関心を持たず、一般的にはどのような人種・エスニック集団関係を日本社会が採用しているのかほとんど理解していない。それ故に、国内における人種・エスニック集団関係に対する対応や配慮、改善のための意識的な国民的努力は、オーストラリアの動きに比べずっと遅れている。その点を考えるために、在日朝鮮人に対する対応の変遷を簡単に見てみたいが、日本の対応は大きく第二次世界大戦前と戦後に分けられるとともに、戦後をさらに一九七九年の「国際人権規約」と一九八二年の「難民条約」を日本が批准する以前と以後に分けることが可能である。

戦前の日本における移民政策は、出移民に対しては積極的であったが、入移民に対しては大変消極的であった。もともと、幕末より明治にかけて、いわゆる「お雇い外国人」の導入には積極的であった。例えば、幕末から明治初期にかけて、長崎製鉄所、横須賀製鉄所の建設と稼働をめぐってオランダ、フランスのお雇い外国人が活躍したのは有

第5表 韓国・朝鮮人の日本への移住および居住状況

年 度	居住人口	増加人口	年 度	居住人口	増加人口
1876(明 9)	—	—	1924(13)	120,238	39,621
1885(18)	1	—	1925(14)	133,710	13,472
1895(28)	12	11	1926(昭 1)	148,503	14,793
1897(30)	—	—	1927(2)	175,911	27,408
1905(38)	303	291	1928(3)	243,328	67,417
1907(40)	459	156	1929(4)	276,031	32,703
1908(41)	459	—	1930(5)	298,091	22,060
1909(42)	790	331	1931(6)	318,212	20,121
1910(43)	—	—	1932(7)	390,543	72,331
1911(44)	2,527	—	1933(8)	466,217	75,674
1912(大 1)	3,171	644	1934(9)	537,576	71,359
1913(2)	3,635	464	1935(10)	625,678	88,102
1914(3)	3,542	93	1936(11)	690,501	64,823
1915(4)	3,989	447	1937(12)	735,689	45,188
1916(5)	5,638	1,649	1938(13)	799,865	64,179
1917(6)	14,501	8,863	1939(14)	961,591	161,726
1918(7)	22,262	7,761	1940(15)	1,190,444	228,853
1919(8)	28,272	6,019	1941(16)	1,469,230	276,786
1920(9)	30,175	1,901	1942(17)	1,625,054	155,824
1921(10)	35,876	5,693	1943(18)	1,882,456	257,402
1922(11)	59,865	23,989	1944(19)	1,936,843	54,387
1923(12)	80,617	20,752	1945(20)	2,365,263	428,420

資料：桃山学院大学人権委員会『定住外国人の人権』より

引用：徐龍達編著、1987年『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社、17頁。

名である。明治になってからは、教育、法律から鉄道建設などあらゆる部門で彼らは活躍したが、しかし、日本としては彼らの移住と永住を望んでいたわけではなく、技術や制度の移植を終えれば日本人に代替させるつもりでいた。筆者もかつて横須賀造船所を分析したときに、お雇い外国人と日本人との間の造船所運営をめぐる主導権争いに印象

づけられたが、それは、あくまでもお雇い外国人は一時的な存在として考えていた日本政府と、多少とも自国政府の影響力と自らの地位の長期化をねらう外国人との間の対立だったのである（関根 一九八〇）。

外国人の移住には消極的であった日本政府は、一八九九(明治三二)年に「外国人労働者入国制限法」を制定し、日本が移民受け入れ国ではないことを明確にした。しかし、一九二〇(明治四三)年の日韓併合の際に、朝鮮人に対しこの法は適用せずとして朝鮮人の本土移住を可能にした。その結果、第一次世界大戦中の軍需ブーム、および戦後の景気にともない労働力不足が生じ、そ

のポトルネックを埋めるために日本企業による朝鮮人の募集と移住が活発になった。

その後景気の停滞などもあり、「渡航制限制度」が一九二五（大正一四）年に実施されたが、日中戦争、太平洋戦争が続くなかで、朝鮮人労働力の強制連行が開始された。これは一九三九年から四五年（昭和一四―二〇年）にかけて行われたが、「国家徴用令」（一九三九年）、「朝鮮徴用令」（一九四二年）によって実施された。戦前に本土に移住した、あるいはさせられた朝鮮人の数は第五表に示されているが、第二次世界大戦の終了時には二〇〇万人を超えていたと推計されている（佐々木 一九八五、一四―三三頁）。

日本政府の人種・エスニック集団関係政策は、時期によって多少の変化が見られる。一九一〇年から二三年の頃は朝鮮人の移住による問題も少なく、放任期であった。しかし、二三（大正一二）年の関東大震災による朝鮮人大量虐殺事件後、朝鮮人問題が確認され始め、一九二四年に大阪府内鮮協和会、二五年には神奈川県内鮮協会が設立され、人種・エスニック関係の対策が開始されたが、政府の介入はなく実効的ではなかった。しかし、一九三四（昭和八）年になると「政府は内地に住む朝鮮人同胞を、内地同化を基調として指導強化し、その生活の改善向上を図って、皇国臣民としての俸公の域を全うせしむると共に、一般内地人を啓発して朝鮮同胞に対する認識理解を深めて、相愛の情宜を促進して親和包擁の気構へを要請し、朝鮮同胞をして自ら進んで内地生活に同化するように仕向けることとなった」として、以下のような政策がとられた。

- (一) 皇民精神の涵養（国体觀念の徹底、敬神の念の涵養、忠孝精神の涵養、日本の国際的地位の認識徹底など）
- (二) 矯風教化（国語の習得訓練、国旗掲揚の励行、団体行動訓練など）

中央協和会のもとに、一道三府四三県に四六の協和会が置かれ、下部機関として各警察署を中心に一〇四三の協和会支部が置かれ、治安対策的色彩の強い同化政策が実施された（佐々木 一九八五、四八―五〇頁）。そして、日中、太平洋戦争に突入後、不足する労働力を補い、日本政府に協力するように皇民教育と「一視同仁」のイデオロギーの

と、強制的同化主義政策を遂行していたといつてよい（榎田 一九八六）。それは、朝鮮半島の朝鮮人に対するものと、同じものであった（朴 一九八六）。

第二次世界大戦後の人種・エスニック集団関係

第二次世界大戦終了後の人種・エスニック集団関係はどうなったであろうか。朝鮮人は、戦後直後約四分の三に当たたる一五〇万人ほどが帰国したが、約五〇万人は残留した。残留した人々は、一九四六（昭和二一）年の「外国人登録令」が、勅令二〇七号として公布、施行された後に在日朝鮮人、中国人として外国人であると見なされ、外国人登録を強制される立場に置かれた。その後、一九五一（昭和二六）年に「出入国管理令」が公布、施行された後、一九五二年四月二八日のサンフランシスコ講和条約の発効と同時に在日朝鮮人にも適用され、法令違反に対しては強制退去が可能となった。戦前、「半島人」としてではあったが、ともかくも日本人として扱った政策とは正反対に、戦後の日本は外国人として扱うようになったのである（飛田 一九八五、六〇頁）。

R・マキロイは、「法的にいうと、『日本国民』以外の住民あるいは滞在者はみな在留外国人になるが、常識で判断すると、日本で生まれ、日本で育ち、日本語しか分からない数十万人の住民を『日本国民』の範疇から除外し、在留外国人とする考え方はおかしいとしかいいようがない。端的にいうと、彼らを『外国人』と呼ぶのは言葉の誤用であると思う」とし、「在留外国人」とは「外国で生まれ、その国籍を取得し、外国で育ち、大人になってから来日し、しかし日本にまだ帰化していない住民あるいは滞在者のことを意味する」（一九八七、二四頁）のが、現在の国際的常識にならうとするが、ともかくも同化主義を重んじる日本では、在日朝鮮人、中国人は簡単に日本人にはなれないのである。そうした仕組みが戦後すぐにできあがり、外国人登録と登録証の常時携帯、指紋押捺などの義務が課せられるようになったのである（飛田 一九八五、六七―七〇頁）。出入国管理法は、その後一九六九年に改訂されようとしたが、

種々の理由から廃案となり、一九八二年に「出入国管理および難民認定法」として改正されるまで、原則的な変更はなかった。

ところで、日本人として扱われなくなった在日朝鮮人は、一九六五年六月二日の日韓条約の締結以後、「協定永住」の制度ができ、多くの在日の人々に対しての永住の可能性が開かれた。しかし、永住許可をとった人々の子供が自動的に永住許可を得るという仕組みにはなっておらず、法的地位は不安定であった。一九六五年に元法務省入国管理局参事官池上努が『法的地位二〇〇の質問』を出版し、そのなかで在日朝鮮人の法的地位は「煮て食おうと焼いて食おうと自由」であると発言したことからこのことははっきりしている。それは、戦後日本に残った朝鮮人は自由意思で残ったと、日本政府は解釈しているからである（飛田 一九八五、五五頁）。

全体として見ると、この時期の在日朝鮮人はこうした国籍上の問題のみならず、医療保険制度、国民年金、児童手当などの公的扶助において国籍条項によって不利な扱いを受けていたし、下級公務員への登用さえも著しく制限されていた。さらに、憲法二五条に基づく社会保障の恩恵は、一九五四年五月八日の厚生省社会局長の通達によって一応認められていたものの、これは権利ではなく施的なものであり、不服申し立てはできなかった。さらにまた、在留外国人が社会的騒動の種にならないための保安上の予防的な意味が強かった（山本 一九八五、一〇三―四頁）。

六十年代の法務省の対応は、「煮て食おうと焼いて食おうと自由」式の強い態度であり、不服なら出国せよといわんばかりのものであった。しかし、一九七〇年代中期になると、意気高な姿勢から、むしろ在日朝鮮人の二世、三世の増大によって日本社会とのつながりが強まり、帰化および日本人との婚姻が増えてくると（第六表、第七表、彼らを「日本政府が外国人として処遇していくことが、はたして適当であるかという根本的な疑問」を表明する主張が法務省内部からも起こってきた。一九七五年、当時入国管理局参事官法務次官をしていた坂中英徳の論文「今後の出入管理行政のあり方について」がその発端であった。しかし、結局は在日朝鮮人の特殊な在留事情を認めつつも、強制

第6表 韓国・朝鮮人の帰化数

	昭30	昭40	昭50	昭55	昭56	昭57	昭58	昭59	昭60
人数	2,434	3,438	6,323	5,987	6,829	6,521	5,532	4,608	5,040
指数	100	141	260	246	281	268	227	189	207

注1) 法務省民事局調べ

2) 昭和60年中には、本表記載の帰化者のほか、国籍法第3条、第17条及び附則第5条の規定によって日本国籍を取得した者が11,271人おり、このうち相当数は韓国・朝鮮人である。

引用：法務省入国管理局編、1987年『昭和61年度版出入国管理』114頁。

第7表 在日朝鮮人の婚姻動向

	夫も妻も 朝鮮人	夫朝鮮人 妻日本人	妻朝鮮人 夫日本人	夫か妻がその 他の外国人
1965年	3,681件(64.7%)	1,128件(19.8%)	843件(14.8%)	41件(0.8%)
70年	3,879件(56.3%)	1,386件(19.9%)	1,536件(22.3%)	91件(1.3%)
75年	3,618件(49.9%)	1,554件(21.4%)	1,994件(27.5%)	83件(1.2%)
80年	3,061件(42.2%)	1,651件(22.8%)	2,458件(33.9%)	85件(1.2%)
83年	2,714件(33.6%)	1,901件(23.5%)	3,391件(42.0%)	75件(0.9%)

* 厚生省『人口動態統計』より。

引用：佐藤信行、1985年『在日朝鮮人の生活と現状』磯村他編『講座差別と人権4 民族』雄山閣、190頁。

退去の権利は国として保留すべきであるとした上で、日本国民として生きるために同化し、認められている民族教育も帰化を望まない人の帰還後の対応のためにのみ必要だとし、民族教育に一定の制約を課するという結論を示すものであった。この論文は大きな修正を加えられた後、市区町村の外人登録係の職員対象に発効されている雑誌『外人登録』に掲載され、多大な影響力を与えた(飛田 一九八五、八〇頁)。

全体として、八〇年代以前の日本側の対応は、戦前のような教条主義的な強制同化ではなく、帰化するしないは個々人の判断とし、自主的な同化政策を選んだといえよう。しかし、帰化するためには日本社会への同化を条件とすることは戦前と同じであった。ただ対決主義的な姿勢から柔軟主義的なソフトな言い回しになったに過ぎない(大沼 一九八二、六頁)。そして、同化政策を拒む者には待遇上の差別、あるいは帰国を促すという態度が潜んでいると思われる。こ

れば、日本社会は同質なので、異質な人々の存在を好まない発想があったと同時に、当時盛んに論じられた同質的日本人論、日本文化論が大いに影響を持ったようである（山本 一九八四、一四―五頁）。

一九八〇年代の人種・エスニック集団関係論

一九八〇年代になると、多少であるが様相に変化が見られ始めた。すなわち、一九七九年九月に「国際人権規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約―A規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約―B規約）が、また、一九八二年の「難民の地位に関する条約」が国内で発効したからである。その結果、一九八二年一月一日より、新しい出入国管理法が「出入国管理及び難民認定法」として効力を持つようになるとともに、一〇月には新しい「外国人登録法」が制定された。これにより、さらに在日朝鮮人の「特例永住」が認められ一般永住とともに永住枠が拡大した。さらに、二つの条約の承認にともない、国籍条項が社会保障制度から除かれたこと、また、一九八五年一月一日から新しい「国籍法」が施行され、父系血統主義から父母両系血統主義へと拡大され、帰化条件がさらに緩められたことは特筆できる（山本 一九八四、一九八五、一一―一八頁）。

こうした点を見ると、日本の人種・エスニック集団関係も、在留外国人に対して、リベラル多元主義的な要素を限定的ではあるが、導入したのではないかと思われる。とくに、国籍条項の修正によって、国籍、人種などによる制度的差別を一応取り去ったのであるから。しかし、出入国管理法による在留外国人としての扱いは変わらず、多少外登法の手続きの簡素化が進められたとしても、国外強制退去を残す在日本朝鮮人の基本的地位は不変である。また、国民年金に対する国籍条項が撤廃されても、加入二五年という給付条件では、事実上の差別と同じだという批判もあり得る（山本 一九八六）。さらに、退去強制条項の適用や一九八二年の「外国人登録法」の改正によっても、指紋押捺の問題は解消されず、一九八〇年代前半には大きな社会問題となり、欧米系在留外国人も含む反対運動が高まったこと

は、記憶に新しい（山本 一九八五、一二四―五頁、大沼他 一九八六、二一七―二四頁）。また、帰化の際に日本語名に変更するよう窓口での指導を法務省は続けているが、これは帰化を同化と見なす傾向が強いからである（山本 一九八四、三二―三七頁）。こうした点を見ると、まだまだ多元主義的発想についての積極的な取り組みは見受けられない。むしろ、近年、在日韓国・朝鮮人の人々は、文化的ないしは構造的多元主義的アプローチに相当する政策を要求し始めているが（徐龍達 一九八七、その動きへの対応も見られないようである）。

また、一般的なこととして、近年「日本人論」に対する批判が盛んになり始めたにもかかわらず、日本人同質論を根幹とする「日本人論」が未だに多くの分野で論じられている。それは、まだ日本人の同化主義的発想の存続を証明しているように思われる。そして、外国人には理解できない日本人の生活様式があり、それ故に彼らは日本に住めなという論法をとり、同化できない者はあくまでもガイジンだという発想も強い。こうした発想の犠牲になったのが定住外国人としての在日韓国・朝鮮人だということもガイジンによって指摘されている（クラーク 一九八三、六頁）。人口が多く、もはやガイジンに与える場所はないし、文化も違い過ぎるという論法は、そのままヴェトナム人大量受け入れ拒否の根拠となっている。それ故に、行政担当者としては、最近の変化も日本側の内発的な処置ではなく、国際的スタンダードに適應する、あるいは外圧のお陰であるといった感想を持つ者が多い（小和田他 一九八七、二四頁）。

かと思えば、八六年秋の中曽根総理大臣の米国黒人、スペイン系人種馬鹿呼ばわり発言が、経済的成功を日本社会の同質性に帰す日本人の多文化社会、多民族社会に対する理解不足を露呈させた（朝日 一九八六・九・二七）。中曽根総理大臣の発言の裏には、日本が単に教育によって経済的成功が生まれたというよりは、むしろ、それを促進した日本社会の同質性を強調する意図が無意識のうちに隠されていたように思われる。すなわち、教育の低い異人種を受け入れていない日本社会の優秀性である。一九八六年度の入国管理白書でも、日本が単純外国労働者を受け入れなかったことを賢明な政策と見なしているが、これも同じ発想である（法務省入国管理局 一九八七、一六〇頁）。確かに、異

文化、異言語、教育レベルの異なる人々を大量に受け入れることは、産業発展にとってマイナス面は大きい。しかし、経済的理由のみならず人道的理由もあって異質の人々を受け入れている欧米諸国に対して、甚だしい誤解に基づいた発言である。むしろ、彼らとて理想的な対応をしているわけではないし、問題も多いものである。

在日韓国・朝鮮人への対応から見た日本の人種・エスニック集団関係の状況は、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアのように文化および構造的多元主義の立場が明確に登場するまでには至っていないと結論づけられる。

五 今後の問題

確かに日本は、人種・エスニック集団の複合性の程度は小さい。それ故に、当たらずとも遠からずという日本人同質論を無視することはできない。しかし、文化、社会の無批判的な同質論の強調はそろそろ控えるべきであることも確かである。それが、多文化社会理解への一歩でもある。確かに、多文化主義には問題点もあるが、脱工業化、世界経済の統一化はカネ、モノ、情報、文化のみならずヒトの国際的移動を一層促進していくものであり、同質的社会の維持はもはや難しい時代に突入している。むしろ、工業化の時代あるいはそれ以前より、欧米諸国は多文化社会となっているのである。戦後の日本は、幸か不幸かそうした動きから免除されていたが、これからはそうは行かないであろう。文化的、構造的多元主義の原理に対する理解を今後深めていく必要性は高まるに違いない。

ところで、人種・エスニック集団関係における人々の態度変様を生じさせることは、単に人道主義的な教育を進めるだけでは不十分だし、また、日本人の愚かさのみを自他ともになじったところで何の解決にもならない。それは、人々の態度、価値の変化のみならず、社会の制度的差別、構造的不平等を解消するという大きな作業を必要とするからである。今後、こうした問題に日本人は今まで以上に真剣に注意を向けなければならないし、また、国内の少数民族

族、部落民差別の問題とともに、先進国としてあるべき人種・エスニック関係を打ち立てる必要がある。そのためには、オーストラリア、カナダ、欧米その他の諸国の人種・エスニック関係状況と対策、様々な努力や問題点の考察が必要であり、人種・エスニック集団関係の理論的考察が要請されるはずである。こうした努力を無視すると、第一節で述べた人的国際化に十分な対応ができなくなるに違いない。

引用・参考文献

- 明石紀夫・飯野正子・田中真砂子 一九八四『エスニック・アメリカ——多民族国家における同化の現実』有斐閣。
- Barth, Frederik (ed.) (1969), *Ethnic Groups and Boundaries: The Social Organization of Culture Difference*, London: George Allen & Unwin.
- Bell, Daniel (1972), 'On meritocracy and equality', *Public Interest*, 29 (Fall): 29-68.
- (1975), 'Ethnicity and Social Change', in Glazer and Moynihan. (内山訳 一九八四 一九一—二三五)
- Bettelheim, Bruno and Janowitz, Morris (1975), *Social Change and Prejudice*, New York: Free Press. (高坂健二訳 一九八六『社会変動と偏見』新曜社)。
- Birrell, Robert and Birrell, Tanya (1981), *An Issue of People: Population and Australian Society*, Melbourne: Longman Cheshire.
- クラーク・グレンコリー 一九八三『日本人——エスニックの源泉』サイマル出版会。
- Glazer, N. and Moynihan, P. (eds.) (1975), *Ethnicity: Theory and Experience*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (内山秀夫訳 一九八四『民族とアイデンティティ』三嶺書房)。
- Gordon, Milton, M. (1964), *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins*, New York: Oxford University Press.
- (1975), 'Toward a General Theory of Racial and Ethnic Group Relations', in Glazer and Moynihan (eds). (内山訳 一九八四 一一五—四八)。
- (1978), *Human Nature, Class, and Ethnicity*, New York: Oxford University Press.

- (1981), 'Models of Pluralism: The New American Dilemma', *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 454 (March): 178-88.
- Herberg, Will (1955), *Protestant-Catholic-Jew*, Garden City: Doubleday.
- 飛田雄一 一九八五『在日朝鮮人の法的地位——歴史篇』磯村他篇、五二—八五。
- 樋口雄一 一九八六『協和会——戦時下朝鮮人統制組織の研究』社会評論社。
- 法務省入国管理局編 一九八七『昭和六一年度版』出入国管理——変貌する国際環境の中で、大蔵省印刷局。
- Horowitz, D. L. (1975), 'Ethnic Identity', in Glazer and Moynihan. (内山秀夫訳一九八四、一四九—一九〇)。
- 磯村英一・一番ヶ瀬康子・原田伴彦 一九八五『講座差別と人権 四民族』雄山閣。
- Kallen, Horace M. (1924), *Culture and Democracy in the United States*, New York: Momi and Liveright.
- Kennedy, Ruby J. R. (1944), 'Single or Triple Melting-Pot? Intermarriage Trends in New Haven, 1870-1940', *American Sociological Review*, 49 (2): 331-9.
- (1952), 'Single or Triple Melting-Pot? Intermarriage in New Heaven, 1870-1950', *American Sociological Review*, 58 (1): 56-59.
- 小林哲也・江淵一公編 一九八五『多文化教育の比較研究』九州大学出版会。
- マキロイ、ロバート、一九八七『在留外国人の政治観』『法律時報』五九(七)、二四—二七。
- Marger, Martin M. (1985), *Race and Ethnic Relations: American and Global Perspectives*, California: Wadsworth Publishing Company.
- Martin, Jane (1978), *The Migrant Presence*, Sydney: George Allen & Unwin. (古沢みよ子訳 一九八七『オーストラリアの移民政策』勁草書房)。
- Milen, F. and Shergold, P. (eds.) (1984), *The Great Immigration Debate*, Sydney: Federation of Ethnic Communities Council of Australia.
- 大沼保昭 一九八二『変わったもの、変らぬもの——在日韓国・朝鮮人問題の現状と将来』『朝鮮研究』(二二五)、二—二一。
- 大沼保昭・徐龍達編 一九八六『在日韓国・朝鮮人と人権』有斐閣。
- 小和田恒・小林俊二・澤木敬男・園部逸夫・山本草二 一九八七『座談会——入国管理の現状と外国人の就労問題』『ジュリス』(八七七)、六—二四。

- 朴慶植 一九八六『天皇制国家と在日朝鮮人』社会評論社。
- Park, Robert E. (1928), 'The bases of race prejudice', *Annals of American Academy of Political and Science*, CXXXX (November): 11-20. (町村敬志・好井裕明 一九八六『実験室としての都市』御茶の水書房。六三一八九。)
- Pettigrew, T. F., Frederickson, G. M., Knobel, D. T., Glazer, N. and Veda, R. (1982), *Prejudice: dimensions of ethnicity*, Belknap Press of Harvard University Press. (今野敏彦・大川正彦訳 一九八五『現代アメリカの差別と偏見』明石書店。)
- Price, Charles A. (1974), *The Great White Walls are Built: Restrictive immigration to North America and Australasia 1836-1888*, Canberra: Australian National University Press.
- 佐々木信彰 一九八五『在日朝鮮人の形成史』磯村他編。一四一五〇。
- 徐龍達編著 一九八七『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社。
- 関根政美 一九七九『幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察』『法学研究』(一・二)五三(四)。二四一五。
- 五・五三(五)。三五一六四。
- 一九八四『戦後オーストラリアの大量移民と『白豪政策』の終焉』『法学研究』(一・二)五七(一)。二七一五七。
- 五七(二)。二九一五一。
- 一九八五『オーストラリア社会の多元文化化を促す諸要因に関する若干の考察』『法学研究』五八(九)。一三三。
- 五八(一〇)。三一五五。
- 一九八七『人種・エスニック関係研究とコンテインジェンシー・アプローチ』『法学研究』六〇(一)。二二三一五六。
- 七。
- 一九八七『マルチカルチュラル・オーストラリア』一九八六『オーストラリア研究紀要』一二。五九一九三。
- 田中信也 一九八七『在留外国人と出入国管理——その労働実体と保護の方策』『法律時報』五九(七)。二八一三。
- van den Bergh, P. L. (1979), 'The Present State of Comparative Race and Ethnic Studies', in Jan Berting (ed.), *Symposium on the Theory and Methods of International Comparative Research in the Social Sciences*, Oxford: Pergamon Press. (川合隆男・鶴木貞監訳 一九八八『国際比較調査の諸問題』慶應通信)。
- (1983), 'Class, Race and ethnicity in Africa', *Ethnic and Racial Studies*, 6 (2): 221-36.
- Viviani, Nancy (1983), 'Refugees——The End of Splendid Isolation?', in Boyse, P. J. and Angel, J. R. (eds.), *Independence*

and Alliance: Australia in world affairs 1976~80, Sydney: George Allen & Unwin.

我妻洋・米山俊直 一九六七『偏見の構造——日本人の人種観』日本放送協会出版。

Willard, Myra (1927), *History of the White Australia Policy to 1920*, Melbourne: Melbourne University Press.

山本冬彦 一九八四『日本社会構成員としての外国人』吉岡増雄・山本冬彦・金英達『在日外国人と日本社会』社会評論社、一

三一五五。

—— 一九八五『在日朝鮮人の法的地位——現状篇』磯村他篇、五二—八五。

—— 一九八六『在日外国人社会保障制度の改正』『季刊三十里』（四六）、一三—一七。

Yarwood, A. F. (ed.) (1968), *Attitudes to Non-European Immigration*, Sydney: Cassell Australia.